

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程第32条の規定に基づき、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管業務)

第2条 事務局は、県協議会の運営等に関する事務を処理する。

(職員等)

第4条 事務局の職員の職は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 前項の職員は、別表1に掲げる公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本協会」という。）職員を持って充てる。

3 会長は、前項の規定によるほか、特に必要があると認めるときは、本協会職員以外の者を、その職員として任命することができる。

(職員の職務)

第5条 県協議会の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて、事務を処理する。
- (3) 事務局員は、上司の命を受けて事務を処理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入に関すること。
- (3) 現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、本協会において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会で使用する公印の名称、形状は、別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、本協会において定められている公印の取扱いの例による。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

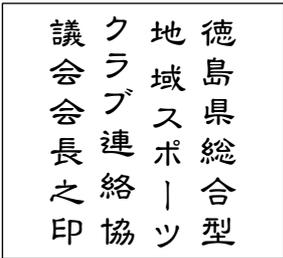
附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

事務局長	公益財団法人徳島県スポーツ協会スポーツ振興部長
事務局次長	公益財団法人徳島県スポーツ協会スポーツ振興部次長
事務局員	公益財団法人徳島県スポーツ協会スポーツ振興部生涯スポーツ推進担当

別表2（第7条関係）

名 称	徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長の印	
書 体	隷書体	形 状
寸 法	2.5mm×2.5mm	
用 途	会長名をもって発する文書	
個 数	1	
管理者	事務局長	